

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県商工会議所連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、岡山県内における商工会議所間の総合調整を行い、その機能の向上を図るとともに、行政庁等及び各種経済団体との緊密な連絡協調を通じ商工業の総合的な発展と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内商工会議所の事業の連絡調整を行うこと。
- (2) 県内商工会議所の意見を総合してこれを公表し、国会、行政庁等に対し具申し、又は建議すること。
- (3) 県内商工会議所の事業に関し、日本商工会議所、各種経済団体、行政庁等との連絡協調を行うこと。
- (4) 小規模企業の経営支援事業、その他商工業の振興及び地域の活性化に関する事業を行うこと。
- (5) 商工業に関する調査研究を行い、情報及び資料を収集し、提供すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、岡山県内の商工会議所のうち、本会の目的に賛同し、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込書により申込みをし、総会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、代表者として本会に対してその権利を行使する一人のもの(以下「会員代表者」という。)を定め会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、会費を納入するものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)総会員が同意したとき。
- (2)解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法律上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4)事業計画及び収支予算の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会員の5分の1以上の会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、会長・副会長ともに欠けたとき又は事故があるときは、出席理事から議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上をもって決する。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使すること、あるいは代理人への委任をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した監事のうちから議長の指名する1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 本会に、次の役員を置く。
(1)理事 13名
(2)監事 2名
2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選とする。
3 監事は、総会の決議によって本会の会員である商工会議所専務理事の中から選任する。

(役員の仕事)

- 第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の仕事を実行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を実行する。
 - 3 副会長は会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を処理する。

(監事の仕事)

- 第23条 監事は、理事の仕事の実行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の仕事)

- 第24条 理事の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 監事の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の仕事は、前任者の仕事の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、仕事の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の仕事)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、直近の総会において承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の収支予算が成立するまでの間の暫定予算書を作成し、収入を得又は支出することができる。
- 3 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第29条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)正味財産増減計算書
 - (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6)財産目録
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第30条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属先)

第33条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第9章 事務局

(事務局)

第35条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 前項の事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は専務理事の命を受けて事務局を統括し、職員は事務局長の命を受けて

事務を処理する。

第10章 雑則

(委任)

第36条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第37条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第38条 本会の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	松田 久
	井上 峰一
	松田 欣也
	高橋 邦彰
	守永 一彦
	山根 一人
	大島 康弘
	鳴本 哲矢
	川井 眞治
	寺尾 俊郎
	藤岡 孝
	清水 男
	林田 昌吾
設立時代表理事	松田 久

設立時監事 石原和則
相原敏男

(設立時会員の名称及び住所)

第39条 設立時会員の名称及び住所は、次のとおりとする。

岡山商工会議所	岡山市北区厚生町三丁目1番15-301号
倉敷商工会議所	岡山県倉敷市白楽町249番地の5
津山商工会議所	岡山県津山市山下30番地9
玉島商工会議所	岡山県倉敷市玉島中央町二丁目3番12号
玉野商工会議所	岡山県玉野市築港一丁目1番3号
児島商工会議所	岡山県倉敷市児島駅前一丁目37番地
笠岡商工会議所	岡山県笠岡市十一番町3番地3
井原商工会議所	岡山県井原市七日市町13番地
備前商工会議所	岡山県備前市東片上230番地
高梁商工会議所	岡山県高梁市南町16の2番地
総社商工会議所	岡山県総社市中央六丁目9番地108
新見商工会議所	岡山県新見市高尾2475番地の7

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

令和3年3月8日

以上、一般社団法人岡山県商工会議所連合会の設立のため、設立時社員 岡山商工会議所外11名の定款作成代理人である司法書士岩田豪は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

設立時社員	岡山商工会議所	会頭	松田久
設立時社員	倉敷商工会議所	会頭	井上峰一
設立時社員	津山商工会議所	会頭	松田欣也
設立時社員	玉島商工会議所	会頭	守永一彦
設立時社員	玉野商工会議所	会頭	山根一人
設立時社員	児島商工会議所	会頭	大島康弘
設立時社員	笠岡商工会議所	会頭	鳴本哲矢
設立時社員	井原商工会議所	会頭	川井眞治
設立時社員	備前商工会議所	会頭	寺尾俊郎
設立時社員	高梁商工会議所	会頭	藤岡孝
設立時社員	総社商工会議所	会頭	清水男
設立時社員	新見商工会議所	会頭	林田昌吾

上記設立時社員12名の定款作成代理人

岡山市北区天神町4番7号

司法書士 岩田 豪